

「年金業務システム開発管理環境の更改に係るリース及び保守業務」仕様書（案）に係る意見等に対する回答

令和6年9月
日本年金機構

標記について、意見を募集したところ、以下のようなご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P.18	4.1.8 移行の実施	要望	<p>移行役務の役務範囲及び分担は以下の通りであると認識しております。</p> <p>①【本調達受託業者】データ移行計画の策定 ②【本調達受託業者】データ移行計画に基づいた具体的なデータ移行方法の検討及びデータ抽出手順(環境非依存※)の作成 (※)現行システムのサーバ名等の情報を除く、データ抽出方法のみを手順化した資料 ③【現行保守業者】②にサーバ名等の現行システム情報を追記したデータ抽出手順の完成 ④【運用管理者または現行保守業者】③を基にしたデータ抽出の実施 ⑤【本調達受託業者】抽出データの環境への格納 ⑥【本調達業者】データ格納完了後の元データ/格納後データの現新一致確認</p> <p>①,②,⑤,⑥につきましては新規受託業者の役務、③,④につきましては現行システム保守業者または運用管理者の役務と認識しております。 また、⑥において、不一致が発生した場合は原因調査及び対応を、適宜各関係者と調整の上、本調達受託者が主体的に行うものと認識しております。 上記記載がございます、データ移行に係る役務及び役務分担に齟齬がない場合は、役務の具体的な内容及び責任分界点（その役務に対する履行責任が「主体的」か否か含め）を要件定義書に明記いただけますよう、お願い致します。</p>	ご認識のとおりです。役務の具体的な内容及び責任分界点につきましては、移行計画により決まりますので、要件定義書には記載いたしません。
2	調達仕様書 P.18	4.1.8 移行の実施	要望	<p>「機構が指定するファイル（設計書、プログラム等）について、ウイルススキャンを実施した上で、開発管理機能（成果物管理）に登録すること」との記載を頂いておりますが、アクセス権がフォルダ毎に厳密に設定されていることを考慮し、移行計画・移行作業をおこなう認識でっておりますでしょうか。 また、機構様が指定するファイル（設計書、プログラム等）は、リポジトリやデータベースなど、使用する開発ツールに応じて格納する形式や領域が異なる認識ですが、ファイルに限らず、リポジトリやデータベースといった形式で格納されているデータも含めて移行対象となる認識でよろしいでしょうか？ 上記認識に齟齬がない場合は、上記を踏まえた移行対象のデータを要件定義書に明記いただけますよう、お願い致します。</p>	<p>移行については、現環境においてアクセス権がフォルダ毎に厳密に設定されていることを考慮し、移行計画・移行作業を行う認識で相違ありません。 また、ファイルに限らず、リポジトリやデータベースといった形式で格納されているデータも含めて移行対象となる認識で相違ありません。 本内容については「要件定義書 4.13 移行に関する事項」に記載があるため、修正は行いません。</p>
3	要件定義書 P.9	3.4 機能に関する事項 (1) 業務機能 ④ 電子会議機能 (ア) チャット機能	質問	「メッセージに URL やフォルダのリンクを張り付けした際に、クリックなどで移動できること」との記載がありますが、「メッセージに URL またはフォルダのリンクを張り付けた際に、クリックなどで移動できること」との認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	要件定義書 P.10	3.4 機能に関する事項 (1) 業務機能 ④ 電子会議機能 (イ) チャネル機能	質問	「作成チャネル数の制限がないこと」との記載を頂いておりますが、作成可能なチャネル数について、必要数に合わせて調整可能であれば要件に記載の機能を満たしているとの認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。こちらの記載については、製品仕様として作成チャネル数に制限がないという意図の記載となります。
5	要件定義書 P.10	3.4 機能に関する事項 (1)業務機能 ④電子会議機能 (工)音声会議機能	要望	<p>音声会議機能の要件として「機構と各プログラム等開発受注者との間で資料を共有し、音声による会議を実施できること」との記載がございますが、現行使用されている以下のような機能が必要となる場合は、仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1対1の個人通話ができること ・あらかじめ用意された通話場所（会議室）に接続し、複数人通話（会議室通話）ができること ・個人通話・会議通話ともに、音声だけでなく画面共有ができること 	<p>以下のとおり追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数人通話（会議通話）ができること ・音声だけでなく画面共有ができること <p>「1対1の個人通話ができること」及び「あらかじめ用意された通話場所（会議室）」については、複数人通話（会議通話）ができれば要件を満たす認識ですので記載しておりません。</p>
6	要件定義書 P.10	3.4 機能に関する事項 (1) 業務機能 ⑤ プロジェクト管理機能 (ア) スケジュール（進捗）管理機能	要望	「グループのスケジュールに登録された内容（会議日時、出席者、内容等）をメールで出席者に通知できること」との記載を頂いておりますが、「メール機能」は存在しない認識です。ご要件の緩和（記載の削除）をご検討を頂きますようお願いいたします。	要件として不要ですので、記載を削除しました。
7	要件定義書 P.21	4.4 性能に関する事項 (1) 応答時間 ① 仮想PCの起動時間	質問	「仮想 PC の起動については、60 秒以内に仮想 PC へのログインから仮想 PC の OS のデスクトップ画面が表示されユーザが利用できるようなこと。」との記載がございますが、本案件への応札希望者は、①起動時間②オンラインレスポンス時間を含め、性能として示されている要件を満たすことが可能な製品構成を検証、提案する必要がある認識ですが合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	要件定義書 P.23	4.9 継続性に関する事項 (3) 目標稼働率	要望	「稼働率の算出に当たっては、計画停止時間を除き、99.0 %以上を目標とすること」との記載がありますが、シングル構成で機器故障が発生した場合に目標稼働率を満たすことが困難なため、本番環境のネットワーク機器は冗長化構成とする旨仕様書に明記頂きたいとお願いいたします。	「稼働率の算出に当たっては、計画停止時間を除き、99.0%以上を目標とすること」を満たすのであれば、ネットワーク機器の冗長化構成以外の実現方式にしてもよいため、ネットワーク機器の冗長化については要件として仕様書へ記載いたしません。
9	要件定義書 P.30	4.11.2 ハードウェア要件 (8)要求仕様	要望	ハードウェア要件の要求仕様にストレージ及びFCスイッチの記載が無いため、ご確認の上、仕様書に明記いただけますようお願いいたします。	<p>ストレージの要件については、「要件定義書 4.11.2 ハードウェア要件 (8) 要求仕様」の「② バックアップサーバ(NAS)」に記載しております。 また、FCスイッチについては必須要件としていないため、記載しておりません。</p>
10	要件定義書 P.31	4.11.2 ハードウェア要件 (8) 要求仕様 ④ サーバ共通 表 4.11.2-1 サーバ共通要求仕様	質問	<p>項番 10 項目 テープライブラリ接続用インタフェース 要求仕様 テープライブラリを接続可能なインタフェースを有すること</p> <p>ご提案を検討している構成では、全てのサーバがテープライブラリに接続するのではなく、バックアップサーバのみがテープライブラリに接続する構成となります。 コストの適正化の観点からも、このような構成においては、サーバ共通要求仕様ではなく、バックアップサーバの要件と捉えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>機構としてはバックアップを取得するためには全サーバと接続する必要がある認識であったため、全サーバとの接続を要件としております。 機器構成については、バックアップを取得できる構成であれば全サーバとテープライブラリを接続する必要はございませんので、最適な方式を検討の上提案をお願いします。</p>

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
11	要件定義書 P.33	4.11.2 ハードウェア要件 (8) 要求仕様 ③ 仮想PCサーバ 表 4.11.2-3 仮想PCサーバ要求仕様	要望	<p>項番 16 項目 ディスク 要求仕様 内蔵型又はディスクストレージ装置と接続し、以下の要件を満たせること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能面を考慮して、オールフラッシュ製品とすること ・eMLC、SLCに対応したフラッシュモジュールを搭載すること。また、稼働期間中に書き込み回数の上限に達しないように考慮すること ・インタフェースとして、iSCSI、PCIExpress、FC、FCoE、SAS、SATA、NVMeのいずれかに対応すること ・圧縮機能、重複排除機能、スナップショット機能を搭載すること <p>上記仕様の「eMLC、SLCに対応したフラッシュモジュールを搭載すること。」についてですが、「eMLCやSLCは書き込み耐久性が高いもののドライブあたりの容量が小さく高価となります。SSDが市場に登場した当初は書き込み耐久性が重視されてきましたが、現在では技術が進みドライブの摩耗を抑え寿命を延ばす仕組みが開発され、比較的安価なTLCドライブでも安心してご利用いただけるようになりました。弊社提案想定製品においては、インライン重複排除機能により、全てのデータを一度NVRAMドライブに書き込み、その後圧縮および重複排除を実施し必要最小限のデータのみをNVMeドライブに書く事でドライブの摩耗を抑える仕組みを持っております。ただし、それでも稼働期間中に書き込み回数の上限に達した場合は、保守期間内であれば無償で交換致します。よりコストを抑え、安心してご利用いただける提案をさせていただきたくため、下記仕様へ変更いただけないでしょうか。</p> <p>「TLC、eMLC、SLCに対応したフラッシュモジュールを搭載すること。また、稼働期間中に書き込み回数の上限に達した場合には無償で交換すること」</p>	ディスクの要求仕様の内容について検討した結果、「要件定義書 4.11.2 ハードウェア要件」の「(8) 要求仕様 ③仮想PCサーバ」の記載をについて、SSDの規格の要件を削除いたします。
12	要件定義書 P.34	4.11.2 ハードウェア要件 (8) 要求仕様 ④ テープライブラリ 表4.11.2-4 テープライブラリ要求仕様	要望	<p>ドライブ数に関して「2つ以上有していること」との記載がございますが、正副取得するのに最低限必要なドライブ数と認識しております。バックアップ方式やディスク容量、バックアップ可能な時間帯などから必要なドライブ数を受託者が算出して提案する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。認識に相違ない場合、仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p> <p>-----</p> <p>○文案 2つ以上有していること（※） ※バックアップ方式やディスク容量、バックアップ可能な時間帯などから必要なドライブ数を受託者が算出し、提案すること。</p>	ご認識のとおりです。 ドライブ数の記載に関しては、「要件定義書 4.11.2 ハードウェア要件」の「(8) 要求仕様」に記載のとおり「要件定義書 4.3 規模に関する事項」、「要件定義書 4.4 性能に関する事項」に記載のバックアップ容量やバックアップ可能な時間帯を満たすように算出するよう記載しておりますので、修正はいたしません。
13	要件定義書 P.35	4.11.2 ハードウェア要件 (8) 要求仕様 ⑦ 運用保守用端末／検査兼媒体受付端末 表 4.11.2-7 端末要求仕様	要望	<p>項番 8 項目 DVDドライブ 要求仕様 以下の仕様を満たす内蔵ドライブを有すること DVD-R書き込み：最大8倍速以上</p> <p>上記仕様ですが、ノート型端末の場合、端末のコンパクト化、重量低減、そして、セキュリティ性向上の観点から、DVD等の光学ドライブは外付け対応が主流となりてきておりますので、外付DVDドライブも可としていただけないでしょうか。</p>	DVDドライブの要求仕様の内容について検討した結果、「要件定義書 4.11.2 ハードウェア要件」の「(8) 要求仕様 ⑦運用保守用端末/検査兼媒体受付端末」の記載を以下のように修正いたします。 「以下の仕様を満たす内蔵ドライブを有すること」
14	要件定義書 P.38	4.11.3 ソフトウェア要件 (2) 前提条件 ⑥	質問	<p>御見積の精緻化を実施する上での質問です。</p> <p>「⑥他システムから提供される機能を利用する場合でも、エージェント等のライセンスは必要となるため、必要なライセンス数分を納入すること。具体的に購入が必要なソフトウェアは、別途機構から指示する。」他システムから提供する場合においても、エージェントライセンスの費用は本事業者での負担となりますでしょうか。それとも、他システムの構築事業者での負担となりますでしょうか。</p>	エージェントライセンスの費用負担は他システムの構築事業者となりますので、本受注者で納入する必要はありません。
15	要件定義書 P.38	4.11.3 ソフトウェア要件 (3) ソフトウェア製品の要件 表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア	要望	<p>製品選定や御見積の精緻化を実施する上での質問と要望です。</p> <p>■質問 ・「表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア」の搭載ソフトウェアの列の記載ソフトウェアは、既存でご利用中のソフトウェアを指しており、必ずしも当該製品を納入する必要があるわけではない理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>■要望 もし製品が指定でない場合は、表現の見直しのご検討をお願いできますでしょうか。 弊社の修正案としては以下の通りです。</p> <p>・4.11.3⑤に、次の文言を追記。「機構が指定する場合を除き、「3.4 機能に関する事項」に記載されている要件を満たす製品を提案すること。」</p> <p>・「表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア」の「搭載ソフトウェア」という表現を「搭載ソフトウェア（参考）」のような表現で修正。</p>	<p>質問に対する回答といたしましては、ご認識のとおり「表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア」の搭載ソフトウェアの列の記載ソフトウェアは現環境で利用しているソフトウェアを示しており、該当製品の納入を指定するものではありません。</p> <p>要望内容につきましても、ご指摘の通り修正いたします。</p>

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
16	要件定義書 P.38	4.11.3 ソフトウェア要件 (3) ソフトウェア製品の要件 表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア	要望	<p>納入対象ソフトウェアが記載されておりますが、最新の製品名やバージョンと不整合があるように見受けられます。また、共通基盤連携製品に関してはこれから調達されるため製品が変更になる可能性があることと認識しております。ご確認の上、記載を見直しいただけますようお願いいたします。</p> <p>OA支援ツール JUST PDF 4 → JUST PDF 5 Pro JL-Standard</p>	<p>「表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア」の搭載ソフトウェアの列の記載は現環境で利用しているソフトウェアを示しており、該当製品の納入を対象とするものではありません。</p> <p>誤解を招く可能性があるため、以下のとおり仕様書の文言を修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3) ソフトウェア製品要件の記載を以下の文言に修正します。 <p>⇒「第3章 機能要件の定義」及び「第4章 非機能要件の定義」で提示している要件を満たすよう、「表 4.11.3-1 選定対象ソフトウェア」に示すソフトウェアを参考に選定すること。また、各機能の動作に当たり必要となる前提ソフトウェアがある場合は、併せて選定すること。</p> <p>・「要件定義書 4.11.3 ソフトウェア要件 (2)前提条件」の⑤に、以下に文言を追記します。</p> <p>⇒『機構が指定する場合を除き、「3.4 機能に関する事項」で記載されている要件を満たす製品を提案すること。』</p> <p>・「要件定義書 4.11.3 ソフトウェア要件 (3)ソフトウェア製品の要件」の「表 4.11.3-1 納入対象ソフトウェア」の表のタイトル及び「搭載ソフトウェア」を記載を以下の文言に修正します。</p> <p>⇒「選定対象ソフトウェア」、「搭載ソフトウェア（参考）」</p>
17	要件定義書 P.40	4.11.4 ネットワーク要件 (1)前提事項 ③	要望	<p>「ケーブルの敷設について、フロア、階又は棟が異なる場合も、本受注者の負担において必要な工事及びケーブル敷設をすること。」との記載がございますが、本受注者によるケーブル敷設は納入機器の設置拠点内を対象とし、拠点を跨ぐ敷設が必要となる場合はデータセンタ管理業者にて実施されると認識しております。</p> <p>拠点を跨ぐ敷設が必要となる場合は、関連事業者との役割分担について仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>	<p>ケーブルの敷設考え方についてはご認識のとおりです。</p> <p>拠点をまたぐ敷設は必要ありませんので、仕様書の修正は必要ありません。</p>
18	要件定義書 P.41	4.11.4 ネットワーク要件 (2) ネットワーク構成 図 4.11.4-1 ネットワーク構成 図	要望	<p>本調達対象機器のファイアウォールから対向機器の設置場所（接続距離）によりメディアコンバータが必要となる可能性がございます。閲覧資料等で設置場所や敷設距離等の情報開示ならびに必要なに応じて調達対象に明記をお願いいたします。</p>	<p>設置場所や敷設距離等の資料については意見招請の「【技術資料7】マシン室レイアウト」として提供しておりますのでご確認をお願いします。</p>
19	要件定義書 P.41	4.11.4 ネットワーク要件 (3) ネットワーク要件 ② ネットワーク回線の要件	質問	<p>音声会議機能を利用する上でのパフォーマンス向上の検討を行う上での質問です。</p> <p>「②ネットワーク回線の要件」にて、「ア.プログラム等開発受注者との専用通信回線及び本部居室内の構内回線については、開発管理機能、コミュニケーション管理機能、音声会議機能の利用に支障がない、十分な回線帯域を確保するものとする」と記載がございますが、現時点での専用回線はどれくらいの回線帯域で運用されておりますでしょうか。</p>	<p>現時点の回線の帯域は以下となります。</p> <p>プログラム等開発受注者との専用通信回線：10～50[Mbps]</p>
20	要件定義書 P.43	4.11.4 ネットワーク要件 (3) ネットワーク要件 ⑤ ファイアウォール 表 4.11.4-3 ファイアウォール要求仕様	提案	<p>本システムはプログラム等開発業者の複数業者が接続されるものと認識しております。</p> <p>そのため、ファイアウォールの要求仕様にIPS等のセキュリティ機能を追加することをご提案いたします。</p>	<p>調達仕様書の「情報セキュリティに関する事項」において、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「日本年金機構情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策を講じること、としておりますが、その中ではIPSを必須とするものではございません。そのため、ファイアウォールの要求仕様として記載する必要はなく、要件定義書の修正は致しません。</p>
21	要件定義書 P.43	4.11.4 ネットワーク要件 (3) ネットワーク要件 ⑤ ファイアウォール 表 4.11.4-3 ファイアウォール要求仕様	要望	<p>「1000BASE-T以上を、合計4ポート以上有すること」との記載がありますが、以下の接続先を踏まえ最低10ポートは必要となる認識です。ご確認の上、見直しいただけますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部ネットワーク向け：1000Base-T×4ポート ・サーバ用スイッチングハブ向け：1000Base-T×4ポート ・外部接続用スイッチングハブ向け：1000Base-T×2ポート 	<p>機構がファイアウォールの仕様として「4ポート以上」とした理由は以下の4つを想定したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部ネットワーク用のポート ・サーバ用スイッチングハブ用のポート ・外部接続用スイッチングハブ用のポート ・保守・調査用のポート <p>上記以外のポート数に関しては、提案の範疇と考えておりますのでご提案をお願いします。</p>
22	別紙6	項番5 アカウント管理	要望	<p>アカウント管理について、機構様が作業主体（○）と記載頂いておりますが、アカウント管理で必要となる運用フローや作業手順書の作成が必要と認識しておりますので、納入成果物一覧への記載をご検討頂きますようお願いいたします。</p>	<p>「別紙6 運用保守業務と役割分担表」のアカウント管理について、項番5では機構職員側での対応を説明し、項番6ではシステム作業を含むアカウント登録について記載しております。</p> <p>そのため、項番5については、運用フローや作業手順の作成は機構にて実施するため、本受注者が作成するものではありません。</p>
23	-	-	要望	<p>現行システムに接続している受託者との各種テスト調整は本受託者の役割となる認識で相違ないでしょうか。</p> <p>認識に相違ない場合、本受託者の役割範囲として仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>	<p>現行システムに接続している受託者との各種テストの役割については、ご認識のとおり本調達受注者の役割となります。</p> <p>本内容は「調達仕様書 4.1.8 移行の実施」に記載がありますので、ご確認をお願いいたします。</p>
24	-	-	要望	<p>本案件と同時期に関連システムの更改（本部ネットワーク、共通基盤）が予定されているため、現行本部ネットワークや共通基盤に接続後、更改に伴う切り替え作業が発生する認識です。</p> <p>関連システムの更改スケジュール及び更改に伴い必要となる作業について、仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>	<p>本調達役務においては、現行本部ネットワークや共通基盤への接続はありません。新たに更改する本部ネットワーク、共通基盤へ接続しますので、切り替えは発生いたしません。</p> <p>なお、関連システムについては同時期の更改となるため、接続テストの実施に当たってはご留意をお願いします。</p>